

T&M通信

～税務と経営～

2019年2月号

今月の経営チェックポイント✓

□2月、3月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

□今月の祝日は、11日(月)が建国記念の日です。



納税期限スケジュール

□平成30年分所得税確定申告・納税の開始です。

2月18日(月)～3月15日(金)まで

※振替納税をご利用の方は、4月22日(月)が振替日になります。

□平成30年分贈与税申告・納税の開始です。

2月1日(金)～3月15日(金)まで

□個人事業者の平成30年分消費税・地方消費税の確定申告・納税の開始です。4月1日(月)まで

※振替納税をご利用の方は、4月24日(水)が振替日になります。

□固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付期限月です。2月28日(木)まで

着眼点「仮想通貨」

税理士 田中 彰

つい先日正月を迎えたと思っていたのに、瞬く間に2月に突入していました。1月には平成30年分の給与報告等を税務署等に提出する必要があり、皆様の協力を頂きました。ありがとうございました。今月は所得税の確定申告の受付が始まります。来月3月15日の申告期限まで手続きが無事完了するよう、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて先月、仮想通貨についての税理士研修がありました。私自身は仮想通貨を扱ったことも無く出来れば避けたい項目でしたが、仕事で必要な場面に遭遇すれば対応できるように勉強しておく必要はあると思いました。仮想通貨とは紙幣や貨幣のような現物が無い電子データで送金や決済される通貨です。特に仮想通貨は投資目的で売買される事が多いため、税理士として売却時の税金について相談を受けることがあります。

個人が売買し売却益(所得)が出た場合は、基本的には雑所得(一定の場合には事業所得)になります。国内での計算は円換算ですが、売却額から取得価額と売却に係る手数料という必要経費を差し引いた差額が課税所得となります。複数回の取得をして単価が違う場合などは、取得価額の決定が難しくなります。

仮想通貨の有名なものにビットコインがありますが、2009年(平成21年)に初めて発行され、2010年(平成22年)に10,000円で取得した人が、2017年(平成29年)末に売却すれば約30億円になったというから驚きです。税金等で半分以上払ったとしても10数億円のお金が手元に残り、たちまち超富裕層の仲間入りということになりました。残念ながらビットコインについては2匹目のドジョウはいないと言われていますが・・・

少し話が変わりますが、先月、梅原猛さんが亡くなりました。哲学者らしい多くの格言の中に「独創と

は勇気である」というものがあります。学者や研究者のみならず経営者などが各分野の新たなチャレンジで成功するためには、その人の能力や努力以上に勇気が大切であると言われていた気がします。チャップリンなど他の成功者たちも人生において必要なものは勇気であると同じ様な事を言われています。

仮想通貨に話を戻します。ビットコインで大金持ちになった人は情報だけを頼りに世間的には訳の分からぬものに投資する勇気があった人かもしれません。今ではビットコインのほか多くの種類の仮想通貨が出回っているし、独自の仮想通貨を創ることもできるそうです。また仮想通貨は今後、投機目的のみならず、ブロックチェーンの技術と相まってキャッシュレス時代やグローバル時代を牽引する通貨となるかもしれません。

さて、仮想通貨のみならず、IT、IoT、AI、RPA や ERP など横文字軍団の技術や手法なども我々の仕事に次々と襲い掛かります。会社経営における持続発展のためにはこのように新たに襲来する課題を避け通れないでしょう。お互い勇気を持って新たな課題にチャレンジしようではありませんか。皆様のお手伝いができるよう私も頑張ります。

●休日の取り方

回転ずし大手の「あきんどスシロー」が2月5日、6日の2日間、ほぼ全店に当たる約500店舗を休業すると発表しました。より働きやすい環境づくりの一環としての試みとのことで、ずいぶん思い切った決断だなと感心しました。スシローほどの全国展開している企業となると1日あたりの売上は4億円強にもものぼります。2日間休業するとなると約8億円もの売上を逃すこととなりますが、それ以上に現場の方々の職場環境を意識しての決断ということでしょうか。

かくいう私自身、約1年半前に務めていた法人を退職し個人事業主としての道を歩みだしましたが、振り返ると今の方が休みを取れていないように思います。これをお読みの皆様のなかでも休みを取る余裕なんてないよ、という方も多いと思います。「休み」＝「売上の減少」に直結するような状況ではなかなか休みを取ることは難しいと思いますが、これからも続く事業経営、たまには息抜きも大事なことですよね。(休みたいアピール・・・ではありません(/ω＼。))

(文責：亀元 祐希)

●ふるさと納税が見直されます

昨年は「ふるさと納税の自治体間の競争が激しくなっている」という問題が新聞やニュースで頻繁に取り上げられていました。高額すぎる返戻品や、その自治体で生産されたものではない返戻品など、『ふるさと納税』の本来の趣旨をゆがめる返戻品競争が激化していたためです。

そこでついに平成31年度税制改正大綱において、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われることとなりました。下記2点のいずれか1点でも該当する場合は対象外となる可能性があります。

①返礼割合3割超

②地場産品以外の返戻品

見直しは、平成31年(2019年)6月1日以後に支出された寄附金について適用されますので、ふるさと納税をされる際にはご注意ください。

(文責：田中 ひとみ)